

(令和4年3月8日受領版)について

NO	区分	箇所	ページ	内容	備考
1	論点管理表	No.80	441	No.80が2コある。	修正しました。
2	質問管理表	No.1~6	442	3/10ヒアリング時の質問管理表から、今回追記した質問ですか。	ヒアリングの議事録を確認して、追加のコメントを追記しました。
3	質問管理表	No.11	442	審査会合においても質問しているのでは。(論点管理表から無くなっている?)	論点管理表のNo.51の記載を修正しました。
4	質問管理表	No.1~2	450	3/10ヒアリング時の質問管理表から、今回追記した質問ですか。	ヒアリングの議事録を確認して、追加のコメントを追記しました。
5	質問管理表	No.127	467	指摘事項を具体的に書いて下さい。例えば、「許可基準規則の繰り返しでは無く、低濃縮燃料の追加にともなって、対象となる条項、条文に適合する理由を整理すること。」など。	ご指摘の通り修正しました。
6	質問管理表	No.128	467	指摘事項を具体的に書いて下さい。例えば、「低濃縮燃料の第29条第1項第三号、トリウム貯蔵庫の第8条第1項や第16条第1項など、条文で求めている内容と「適合のための設計方針(考え方)」の記載が一致するよう確認すること。」など	ご指摘の通り修正しました。
7	質問管理表	No.131~139	467~469	12/3の質問リストから問いが3項目(No.10、12、13)漏れています。	漏れていた項目を追記しました。

8	質問管理表	No.140~ 144	469~470	12/14ヒアリングにおいても回答しているため追記して下さい。	ご指摘の通り追記しました。
9	質問管理表	No.145	470	回答日は1/6のヒアリングでは。	ご指摘の通り修正しました。
10	質問管理表	No.168	473	No.164と同じ。	重複している項目を削除しました。
11	質問管理表	No166	473	モンテカルロ法による計算のベンチマーク計算(補足A等)についても、計算条件(ヒストリー)を記載して下さい。	添付8 p86はヒストリ数追記しました。 添付8 p89のベンチマーク計算は本実験を計画した研究者が実施したもので、ヒストリー数は確認しておりません。

12	保安規定	—	—	<p>次の内容は、保安規定や下部規定において、どのように管理される予定なのかを説明して下さい。</p> <p>①燃料集合体1体を誤装荷した時の反応度</p> <p>②炉心構成時のボードとカラーキャップ</p> <p>③トリウム貯蔵庫の管理（トリウム燃料の管理は、燃料要素(ウラン燃料)と書き分ける必要はないか。）</p> <p>④過渡解析【ケースB】の運転開始3600秒後の管理</p>	<p>保安規定と下部規定の記載についてはまだ十分に検討しておらず確定したことを言えません。以下の記載は現時点の案です。</p> <p>①新規炉心の事前解析項目として下部規定で定める。(中心架台の反応度制限値は保安規定に記載する)</p> <p>②保安規定に新たに「起動前に炉心がKUCA炉心配置変更計画指令書で指示された状態であることを確認」の項目を追加する予定であり、その確認方法の補助のために炉心配置ボードに炉心配置を表示、カラーキャップで燃料集合体の目印を付ける、燃料名称の燃料さや管に記載することを下部規定で定める。</p> <p>③低濃縮ウラン燃料要素とトリウムの管理方法に大きな違いは無いので、保安規定の同じ条項に記載しても問題ないと考える。</p> <p>④臨界後1時間を経過した場合の点検について保安規定に新たに記載する。(KURの記載と調整する必要あり)</p>
13	保安規定	—	—	<p>保安規定において、臨界実験装置(KUCA)の別表第3が無い理由を説明して下さい。</p>	<p>KURでは複数の貯蔵場所があり、それぞれに制限（貯蔵場所の物理的な制限、防護区分による制限）があるため別表第3を記載しているが、KUCAの低濃縮ウラン燃料要素の貯蔵場所は保安規定62条の通り燃料室の燃料貯蔵棚のみであるため別表第3のような各貯蔵場所ごとの記載はしていない。</p>